

非公式訳

投資委員会布告

第 25/2564 号

件名：インダストリー4.0 への向上による効率向上措置

既に操業している事業者がインダストリー4.0 への向上により効率を向上することを推進するため、

投資委員会は仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条、および第 31 条の権限に基づき、インダストリー4.0 への向上による効率向上措置を以下のように発布する。

第 1 項 本措置は被奨励事業か否かにかかわらず、既に操業している事業に適用する。但し、本措置に基づく奨励申請の際に投資委員会が投資奨励を発表した対象業種であること。尚、事務局が指定した恩典付与対象外とする特別政策を有する業種は除く。

第 2 項 既存の被奨励プロジェクトの場合は、法人所得税の免除または減税期間終了後に本措置に基づき奨励申請ができる。または、法人所得税の免除恩典が付与されていないプロジェクトであること。

第 3 項 土地代および運転資金を除く投資金額は 100 万バーツ以上とする。但し、中小企業 (SMEs) 事業者の投資プロジェクトの場合は 50 万バーツ以上 (土地代および運転資金を除く) とする。

第 4 項 第 3 項に基づく中小企業 (SMEs) に該当する事業者の資格は以下の通りである。

4.1 被奨励事業による収入が発生した日から最初の 3 年間に於いて非奨励事業と被奨励事業とあわせて申請者の事業による年間収入合計が 5 億バーツ以下であること。

4.2 タイ国籍者が登録資本金の 51%以上の株式を保有すること。

第 5 項 国家科学技術開発局が同意したインダストリー4.0 への向上による効率向上計画を提案し、許可された計画に従い事業を行うこと。

第 6 項 自動化およびデバイス間の接続 (Automation and Network Technology)、データ分析およびスマートオペレーション (Smart Operation)、または生産プロセスと企業管理でのデジタル技術使用 (Digital Technology in Production & Enterprise Processes) など、様々な分野で指定された基準に従って、効率向上のために既存の生産ラインまたはサービス提供においてインダストリー4.0 への向上のための機械入れ替えに投資すること。

第 7 項 自動化およびデバイス間の接続 (Automation and Network Technology)、データ分析およびスマートオペレーション (Smart Operation)、および生産プロセスと企業管理でのデジタル技術使用 (Digital Technology in Production & Enterprise Processes) による機械設備およびデジタル技術への投資金額のみは、インダストリー4.0 への向上による効率向上のための投資金額とする。

7.1 機械設備への投資または支出は全額で計算される。

7.2 ソフトウェア、プログラムもしくは情報システムの使用およびクラウドもしくはデータセンターのレンタル/サービス使用への投資または支出に関する投資または支出の計算基準は以下の通りである。

7.2.1 下記の投資または支出は全額で計算される。

- (1) 機械/設備の制御と管理や生産システムの支援のために機械または設備と共同で作動しなければならないソフトウェア、プログラムまたは情報システムの使用への投資もしくは支出。
- (2) 人工知能 (Artificial Intelligence いわゆる AI)、機械学習の活用、ビッグデータの導入またはデータ分析 (Data Analytics) への投資もしくは支出。
- (3) 関係機関の認証を取得したタイ国内事業者により開発・改善されたもののみを対象とする企業管理でのソフトウェア、プログラムまたは情報システムの使用への投資もしくは支出。
- (4) 国内でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出

7.2.2 下記の投資もしくは支出は半額で計算される。

- (1) 関係機関の認証を取得していないタイ国内事業者またはタイ国外の事業者により開発・改善されたものの企業管理でのソフトウェア、プログラムまたは情報システムへの投資もしくは支出。
- (2) タイ国外でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出

第 8 項 恩典は以下の通りである。

8.1 機械の輸入税を免除する。

8.2 投資金額 (土地代および運転資金を除く) の 100% を上限として、法人所得税を 3 年間免除する。尚、既に操業している事業による収入を対象とする。

8.3 法人所得税免除期間は、奨励証書取得後に収入が発生した日からとする。

第 9 項 仏暦 2565 年 (2022 年) の最終営業日までに奨励申請書を提出すること。また、奨励証書発給日より 3 年以内に実行を完了させること。

尚、仏暦 2564 年 (2021 年) 10 月 11 日より有効とする。

発布日 : 仏暦 2564 年 (2021 年) 12 月 13 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長